

○国土交通省告示第九十七号

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十六条第一項第四号の規定に基づき、同項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

なお、建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(昭和三十七年建設省告示第二千七百五十五号)は、廃止する。

令和三年二月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七一年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む四年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号。以下「規則」という。)第二条に定める学科を修めなかつたもの

二 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む三年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成六年文部省告示第八十四号。以下「文部省告示」という。)第三条に規定する高度専門士を称するもの

三 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む四年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたものうち、文部省告示第三条に規定する高度専門士を称するもの

四 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)を卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む七年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

五 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもののうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

六 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む七年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたものうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

七 旧専門学校卒業程度検定規程(昭和十八年文部省令第四十六号)による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者

八 旧専門学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む七年六月以上の実務経験を有する者

九 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。)又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十六条第三項の規定により専任であることを要する主任技術者としての実務経験(以下「専任の主任技術者としての実務経験」という。)一年以上を含む八年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十一 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者(その実務経験に指導監督的実務経験一年以上を含む。かつ、五年以上の実務経験の後建設業法第二十六条第三項の規定により専任の者でなければならぬ)を主任技術者(特例監理技術者を含む。)による指導を受けた実務経験(以下「専任の監理技術者による指導を受けた実務経験」という。)二年以上を含む者に限る。であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

十三 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

十四 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十五 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む八年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十六 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者(その実務経験に指導監督的実務経験一年以上を含む。かつ、五年以上の実務経験の後専任の監理技術者による指導を受けた実務経験二年以上を含む者に限る。)であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十七 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

十八 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

十九 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校の尋常科、旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)による青年学校本科、旧師範教育令(昭和十八年勅令第九十九号)による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業し、又は修了した者であつて、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有するもの

二十 旧高等学校令による高等学校の尋常科、旧青年学校令による青年学校本科、旧師範教育令による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業し、又は修了した者であつて、受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有するもの

二十一 旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者

二十二 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む八年以上の実務経験を有する者

二十三 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有する者

二十四 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有する者

二十五 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による試験、旧大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正八年文部省令第九号）による試験に合格した者であつて、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十一年六月以上の実務経験を有するもの

二十六 高等学校卒業程度認定試験規則による試験、旧大学入学資格検定規程による検定、旧専門学校入学者検定規程による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程による試験に合格した者であつて、受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む九年六月以上の実務経験を有するもの

二十七 受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十五年以上の実務経験を有する者

二十八 受検しようとする種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む十三年以上の実務経験を有する者

二十九 受検しようとする種目が建築施工管理である場合においては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による二級建築士試験に合格した後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者

三十 受検しようとする種目が電気工事施工管理である場合においては、電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第七項の規定により同法の第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者とみなされた者を含む。）であつて、同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む六年以上の実務経験を有する者

三十一 受検しようとする種目が電気工事施工管理である場合においては、電気工事士法（昭和三十一年法律第三十九号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者

三十二 受検しようとする種目が管工事施工管理である場合においては、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管とするもの（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）に合格した者であつて、同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者

三十三 受検しようとする種目が電気通信工事施工管理である場合においては、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む六年以上の実務経験を有する者

三十四 受検しようとする種目が造園施工管理である場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者であつて、同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む十年以上の実務経験を有する者

三十五 建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者（令和二年国土交通省告示第九十九号）第三号に掲げる者であつて、受検しようとする種目について同号に該当することとなつた後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む七年以上の実務経験を有するもの

三十六 建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者（令和二年国土交通省告示第九十九号）第三号に掲げる者であつて、受検しようとする種目について同号に該当することとなつた後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む七年以上の実務経験を有するもの

三十七 建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者（令和二年国土交通省告示第九十九号）第三号に掲げる者であつて、受検しようとする種目について同号に該当することとなつた後同種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有するもの

三十八 建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者（令和二年国土交通省告示第九十九号）第三号に掲げる者であつて、受検しようとする種目について同号に該当することとなつた後同種目に関し専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有するもの

三十九 その他国土交通大臣が建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

附 則
この告示は、令和三年四月一日から施行する。

1 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第八十号）の施行の際現に職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管とするものに合格した者（同法による技能検定のうち職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第九十八号）による改正前の職業訓練法施行令による一級の空気調和設備配管若しくは給排水衛生設備配管とするものに合格した者又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第三十三号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管工とするものに合格した者を含む。）は、第三十二号に定めるものとみなす。

2 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者は、第三十四号に定めるものとみなす。

3

○国土交通省告示第九十八号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項第二号の規定に基づき、同項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

令和三年二月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第三十七条第一項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる種目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者であつて、建設業法施行令第三十六条第一項第一号、第二号若しくは第四号に該当するもの、受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した後同種目に関し指導監督の実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有するもの又は次号イからハまでのいずれかに該当するもの

土木施工管理

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門（上下水道部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、と

<p>二 受検しようとする種目とする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定に合格した者(当該第一次検定を建設業法施行令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。))であつて、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した後同種目に関し建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六条第三項の規定により専任であることを要する主任技術者としての実務経験(以下「専任の主任技術者」としての実務経験」という。一年以上を含む三年以上の実務経験を有する者</p> <p>ロ 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した後同種目に関し指導監督の実務経験(一年以上及び建設業法第二十六条第三項の規定により専任の者でなければならぬ)監督技術者(特例監督技術者を含む。)による指導を受けた実務経験二年以上を含む三年以上の実務経験を有する者</p>	<p>造園施工管理</p> <p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「林業・林産」とするものに限る。)、又は総合技術監督部門(選択科目を「林業・林産」とするものに限る。)、又は総合技術監督部門(選択科目を「林業・林産」とするものに限る。))とするものに限る。)</p>	<p>電気通信工事施工管理</p> <p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監督部門(選択科目を「電気電子部門」とするものに限る。))とするものに限る。)</p>	<p>管工事施工管理</p> <p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」とするものに限る。)、上下水道部門(選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」とするものに限る。))とするものに限る。)</p>	<p>電気工事施工管理</p> <p>技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監督部門(選択科目を「電気電子部門」とするものに限る。))とするものに限る。)</p>	<p>建築施工管理</p> <p>建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士試験に合格した者</p> <p>水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監督部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))とするものに限る。)</p>
--	---	--	--	---	--

<p>熱工学</p> <p>流体工学</p> <p>林業</p>	<p>農業土木</p> <p>熱・動力エネルギー機器</p> <p>流体機器</p> <p>林業・林産</p>	<p>二 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者のうち、その受検資格が建設業法施行令第三十七条第二項第一号イ又は建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同程度の知識及び経験を有する者(令和二年国土交通省告示第九十九号)第一号に規定するもの(当該第二次検定を同号イからイまでに該当するものとして受検したものに限る。))であつて、その受検資格に定められている実務経験の年数に六年を加えた年数の実務経験を有し、かつ、その実務経験に指導監督の実務経験一年以上を含むもの</p> <p>二 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者のうち、その受検資格が建設業法施行令第三十七条第二項第二号イ又は建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同程度の知識及び経験を有する者(令和二年国土交通省告示第九十九号)第二号に規定するもの(当該第二次検定を同号イからイまでに該当するものとして受検したものに限る。))であつて、その受検資格に定められている実務経験の年数に六年を加えた年数の実務経験を有し、かつ、その実務経験に指導監督の実務経験一年以上を含むもの</p> <p>ホ 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者のうち、その受検資格が建設業法施行令第三十七条第二項第一号イ又は建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同程度の知識及び経験を有する者(令和二年国土交通省告示第九十九号)第一号に規定するもの(当該第二次検定を同号イからイまでに該当するものとして受検したものに限る。))であつて、その受検資格に定められている実務経験の年数に四年を加えた年数の実務経験を有し、かつ、その実務経験に専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含むもの</p> <p>ハ 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者のうち、その受検資格が建設業法施行令第三十七条第二項第一号イ又は建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同程度の知識及び経験を有する者(令和二年国土交通省告示第九十九号)第一号に規定するもの(当該第二次検定を同号イからイまでに該当するものとして受検したものに限る。))であつて、その受検資格に定められている実務経験の年数に六年を加えた年数の実務経験を有し、かつ、その実務経験に指導監督の実務経験一年以上を含むもの</p> <p>三 その他国土交通大臣が建設業法施行令第三十七条第一項第一号に掲げる者と同程度の知識及び経験を有すると認める者</p> <p>附則</p> <p>この告示は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行前に技術士法第四項の規定による第二次試験(以下「第二次試験」という。))のうち技術部門の選択科目を次の表の上欄に掲げるものとするもの(合格した者に対するこの告示の適用については、それぞれ第二次試験のうち技術部門の選択科目を同表の下欄に掲げるものとするもの)に合格した者のみならず、</p>
----------------------------------	---	--

○国土交通省告示第九十九号
建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十七条第二項第一号口の規定に基づき、同号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。
なお、建設業法施行令第三十八条の規定に基づき免除の範囲を定める件(平成六年建設省告示第千四百三十七号)及び建設業法施行令第三十六条第二項第一号口(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(平成二十七年国土交通省告示第千九百九十六号)は、廃止する。
令和三年二月二十二日
国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件
建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。

一 建設機械施工管理に係る二級の第一次検定に合格した者又は社団法人日本建設機械化協会の行う平成六年度から平成十四年度までの二級建設機械施工技術研修の修了試験に合格した者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)を卒業した後建設機械施工管理に關し受検しようとする種別に關する六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号。以下「規則」という。)第二条に定める学科を修めたもの

ロ 学校教育法による大学を卒業した後建設機械施工管理に關し受検しようとする種別に關する九月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

ハ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後建設機械施工管理に關し受検しようとする種別に關する六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたものうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に關する規程(平成六年文部省告示第八十四号。以下「文部省告示」という。)第三条に規定する高度専門士を称するもの

ニ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後建設機械施工管理に關し受検しようとする種別に關する九月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたものうち、文部省告示第三条に規定する高度専門士を称するもの

ホ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した後卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。以下同じ。)受検しようとする種別に關し一年六月以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

ヘ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した後受検しようとする種別に關し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

ト 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種別に關し一年六月以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたものうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

チ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種別に關し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたものうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

リ 旧専門学校卒業程度検定規程(昭和十八年文部省令第四十六号)による検定で規則第二条に定める学科に關するものに合格した後受検しようとする種別に關し一年六月以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

ル 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に關し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する二年三月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

ワ 学校教育法による専修学校を卒業した後受検しようとする種別に關し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

カ 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校の尋常科、旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)による青年学校本科、旧師範教育令(昭和十八年勅令第九十九号)による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業し、又は修了した者であつて、受検しようとする種別に關し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する二年三月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

キ 旧実業学校卒業程度検定規程(大正十四年文部省令第三十号)による検定で規則第二条に定める学科に關するものに合格した後受検しようとする種別に關し二年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する一年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

ク 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に關するものに合格した後受検しようとする種別に關し三年以上の実務経験を有する者又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する二年三月以上の実務経験を有する者

ケ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)による試験、旧大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号)による検定、旧専門学校入学者検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程(大正八年文部省令第九号)による試験に合格した者であつて、受検しようとする種別に關し三年以上の実務経験を有するもの又は建設機械施工管理に關し、受検しようとする種別に關する二年三月以上の実務経験を有するもの

コ 社団法人日本建設機械化協会の行う平成六年度から平成十四年度までの二級建設機械施工技術研修の修了試験に合格した者であつて、建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十七条第二項第一号イ(1)から(4)までにのいずれかに該当するもの

三 その他国土交通大臣が建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

ヲ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受験しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

ワ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受験しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有する者であつて、在学中に規則第二条に定める学科を修めなかつたもの

カ 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校の尋常科、旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)による青年学校本科、旧師範教育令(昭和十八年勅令第九十九号)による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業し、又は修了した者であつて、受験しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有するもの

ヨ 旧実業学校卒業程度検定規程(大正十四年文部省令第三十号)による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受験しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者

タ 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受験しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有する者

レ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)による試験、旧大学入學資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号)による検定、旧専門学校入學者検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)による検定又は旧高等学校高等科入學資格試験規程(大正八年文部省令第九号)による試験に合格した者であつて、受験しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有するもの

ソ 受験しようとする種目が建築施工管理であり、かつ、受験しようとする種別が躯体である場合においては、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による技能検定のうち検定職種を一級の鉄工(選択科目を「構造物鉄工作业」とするものに限る。以下同じ。)、及び、ブロック建築、型枠施工、鉄筋施工(選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに限る。以下同じ。若しくはコンクリート圧送施工とするもの)に合格した者、検定職種を二級の鉄工、及び、ブロック建築、型枠施工、鉄筋施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した者であつて、同種別に関し四年以上の実務経験を有するもの又は検定職種をエーエルシーパネル施工とするものに合格した者

ツ 受験しようとする種目が建築施工管理であり、かつ、受験しようとする種別が仕上げである場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の建築板金(選択科目を「内外装板金作業」とするものに限る。以下同じ。)、石材施工(選択科目を「石張り作業」とするものに限る。以下同じ。)、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工(選択科目を「プラスチック系床仕上げ工事作業」、「カーペット系床仕上げ工事作業」、「鋼製下地工事作業」又は「ボード仕上げ工事作業」とするものに限る。以下同じ。)、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装(選択科目を「壁装作業」とするものに限る。以下同じ。若しくは塗装(選択科目を「建築塗装作業」とするものに限る。以下同じ。))とするものに合格した者、検定職種を二級の建築板金、石材施工、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装又は塗装とするものに合格した者であつて、同種別に関し四年以上の実務経験を有するもの又は検定職種をれんが積みとするものに合格した者

ネ 受験しようとする種目が電気工事施工管理である場合においては、電気工事士法(昭和三十三年法律第三十九号)による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は第二種電気工事士免状の交付を受けた者であつて、同種目に関し一年以上の実務経験を有するもの

ナ 受験しようとする種目が電気工事施工管理である場合においては、電気事業法(昭和三十三年法律第七十号)による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者(同法附則第七項の規定により同法の第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者とみなされた者を含む。)であつて、同種目に関し一年以上の実務経験を有するもの

ラ 受験しようとする種目が管工事施工管理である場合においては、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による技能検定のうち検定職種を一級の配管とするもの(選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。))に合格した者又は検定職種を二級の配管とするものに合格した者であつて、同種目に関し四年以上の実務経験を有するもの

ム 受験しようとする種目が電気通信工事施工管理である場合においては、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、同種目に関し一年以上の実務経験を有する者

ウ 受験しようとする種目が造園施工管理である場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者又は検定職種を二級の造園とするものに合格した者であつて、同種目に関し四年以上の実務経験を有するもの

エ その他国土交通大臣が建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

附則

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第八十号。以下同じ。))の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鉄工、及び、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、型枠施工、鉄筋施工又はコンクリート圧送施工とするものに合格した者(同法による技能検定のうち検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する省令(昭和六十年政令第二百四十八号)による改正前の職業訓練法施行令による鉄筋組立てとするものに合格した者を含む。))は、第二号ソに定める者とみなす。
- 3 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を建築板金、石材施工、建築大工、左官、れんが積み、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装又は塗装とするものに合格した者(同法による技能検定のうち検定職種を職業能力開発促進法施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する省令(昭和六十一年政令第十九号)による改正前の職業能力開発促進法施行令による石工(選択科目を「石張り作業」とするもの)に限る。)、床仕上げ施工又は天井仕上げ施工とするものに合格した者を含む。))は、第二号ツに定める者とみなす。
- 4 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を配管とするものに合格した者(同法による技能検定のうち検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する省令(昭和四十八年政令第九十八号)による改正前の職業訓練法施行令による空気調和設備配管若しくは給排水衛生設備配管とするものに合格した者、職業訓練法施行令の一部を改正する省令(昭和四十五年政令第二百六十五号)による改正前の職業訓練法施行令による配管とするものに合格した者又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和三十三年法律第三十三号)による技能検定のうち検定職種を配管工とするものに合格した者を含む。))は、第二号ラに定める者とみなす。
- 5 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を造園とするものに合格した者は、第二号ウに定める者とみなす。
- 6 技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行前に技術士法第四条第一項の規定による第二次試験(以下「第二次試験」という。))のうち技術部門の選択科目を次の表の上欄に掲げるものとするものに合格した者に対するこの告示の適用については、それぞれ第二次試験のうち技術部門の選択科目を同表の下欄に掲げるものとするものに合格した者とみなす。

林業	熱工学	農業土木	技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行前の第二次試験の選択科目
林業・林産	熱・動力エネルギー機器	農業農村工学	技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行後の第二次試験の選択科目
	流体機器		

国土交通省告示第百一十号

建設業法施行令(昭和三十一年政令第百七十三号)第三十九条の規定に基づき、他の法令の規定による免許又は検定若しくは試験及び免除の範囲を次のように定める。

なお、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和四十五年建設省告示第七百五十八号)、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和五十六年建設省告示第五百六号)、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和五十九年建設省告示第百十八号)、建設業法施行令の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和六十二年建設省告示第九百四十六号)、建設業法施行令の規定により、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和六十三年建設省告示第二千九十三号)、建設業法施行令の規定により技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(平成二年建設省告示第千四百六十七号)及び建設業法施行令の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(平成五年建設省告示第千六百六十一号)は、廃止する。

令和三年二月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第三十九条の規定に基づき、他の法令の規定による免許又は検定若しくは試験及び免除の範囲を定める件

建設業法施行令(昭和三十一年政令第百七十三号)第三十九条の表の上欄の他の法令の規定による免許で国土交通大臣の定めるもの又は国土交通大臣の定める検定若しくは試験及び同表の下欄の国土交通大臣の定める第一次検定又は第二次検定の全部又は一部は、次の表の上欄及び下欄に定めるとおりとする。

Table with 2 columns: 1. 社団法人日本建設機械化協会の行う昭和六十三年年度までの一級建設機械施工技術者試験; 2. 社団法人日本建設機械化協会の行う昭和六十三年年度までの二級建設機械施工技術者試験; 3. 財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの一級土木施工管理技術者試験; 4. 財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの二級土木施工管理技術者試験; 5. 財団法人建設業振興基金の行う昭和六十三年年度までの一級建築施工管理技術者試験; 6. 財団法人建設業振興基金の行う昭和六十三年年度までの二級建築施工管理技術者試験.

Table with 2 columns: 1. 財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの一級土木施工管理技術者試験; 2. 財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの二級土木施工管理技術者試験; 3. 財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの一級土木施工管理技術者試験; 4. 財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの二級土木施工管理技術者試験; 5. 財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの一級土木施工管理技術者試験; 6. 財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの二級土木施工管理技術者試験; 7. 財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの一級土木施工管理技術者試験; 8. 財団法人全国建設研修センターの行う昭和六十三年年度までの二級土木施工管理技術者試験.

附則

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
2 財団法人全国建設研修センターの昭和四十五年年度の土木工事技術者試験に合格した者については、二級の土木施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
3 財団法人全国建設研修センターの昭和四十五年年度及び昭和四十六年度の土木工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の土木施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
4 財団法人全国建設研修センターの昭和四十七年度の管工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の管工事施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
5 財団法人全国建設研修センターの昭和四十八年度の管工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の管工事施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
6 昭和四十九年度までの二級の土木施工管理技術者試験の合格者で、財団法人全国建設研修センターの昭和五十年年度から昭和五十二年年度までの一級土木工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、一級の土木施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
7 財団法人全国建設研修センターの昭和五十年年度及び昭和五十一年年度の二級造園工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の造園施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
8 昭和五十年年度までの一級又は二級の土木施工管理技術者試験の合格者(附則第二項の適用を受けて合格した者を除く)で財団法人全国建設研修センターの昭和五十一年年度から昭和五十五年年度までの一級又は二級の造園工事技術者特別講習を修了した者については、それぞれ一級又は二級の造園施工管理技術者試験の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。

- 9 財団法人建設業振興基金の昭和五十九年度から昭和六十一年度までの二級建築工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の建築施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
- 10 財団法人全国建設研修センターの昭和六十年及び昭和六十一年度の一級造園工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、一級の造園施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。
- 11 財団法人全国建設研修センターの昭和六十年及び昭和六十二年までの二級造園工事技術者特別研修の修了試験に合格した者については、二級の造園施工管理技術検定の第一次検定及び第二次検定の全部を免除する。

○国土交通省告示第百二号
建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第三項及び施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定に基づき、建設機械施工管理について種別を定める等の件を次のように定める。
なお、建設機械施工について種別を定める等の件（昭和四十八年建設省告示第八百六十号）は、廃止する。

令和三年二月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設機械施工管理について種別を定める等の件

建設機械施工管理に係る二級の技術検定について建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第三項の規定により国土交通大臣が定める種別の欄に掲げる種別とし、及び当該種別について施工技術検定規則（昭和三十一年建設省令第十七号）第一条第二項の規定により国土交通大臣が指定する第一次検定及び第二次検定の科目は同表の第一次検定科目及び第二次検定科目の欄に掲げる第一次検定及び第二次検定の科目とする。

名称	種別	
	内容	第一次検定科目
第一種	ブルドーザー、トラクター・ショベル、トラック・スクレーパー、その他これらに類する建設機械による施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 トラクター系建設機械 トラクター系建設機械施工法 施工管理法 法規
第二種	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグラインクラムシエルその他これらに類する建設機械による施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 ショベル系建設機械 ショベル系建設機械施工法 施工管理法 法規
第三種	モーター・グレーダーによる施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 モーター・グレーダー モーター・グレーダー施工法 施工管理法 法規
		第二次検定科目
		ショベル系建設機械操作施工法 施工管理法
		モーター・グレーダー操作施工法 施工管理法

第四種	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 締め固め建設機械 締め固め建設機械施工法 施工管理法 法規	締め固め建設機械操作施工法 施工管理法
第五種	アスファルト・ブランチ、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッター、コンクリート・ファイニッシュャー、コンクリート表面仕上げ等による施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 舗装用建設機械 舗装用建設機械施工法 施工管理法 法規	舗装用建設機械操作施工法 施工管理法
第六種	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 基礎工事用建設機械 基礎工事用建設機械施工法 施工管理法 法規	基礎工事用建設機械操作施工法 施工管理法

附則
この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第百三十三号

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号）及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第七十号）の施行に伴い、建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年二月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件等の一部を改正する告示

（建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件の一部改正）

第一条 建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件（昭和三十七年建設省告示第二千七百五十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「二級の技術検定」を「二級の第二次検定」に、「技術検定の実地試験」を「第二次検定」に改める。

本則中「第三十八条」を「第三十九条」に、「二級の技術検定」を「二級の第二次検定」に、「技術検定の実地試験」を「第二次検定」に、「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に改める。

(建築施工管理について種別を定める等の件の一部改正)
第二条 建築施工管理について種別を定める等の件(昭和五十八年建設省告示第千五百八号)の一部を次のように改正する。

制定文中「実地試験」を「第二次検定」に、「実地試験科目」を「第二次検定科目」に改める。
本則中「実地試験科目」を「第二次検定科目」に改める。

(土木施工管理について種別を定める等の件の一部改正)
第三条 土木施工管理について種別を定める等の件(昭和五十九年建設省告示第千二百五十四号)の一部を次のように改正する。

制定文中「学科試験」を「第一次検定」に、「実地試験」を「第二次検定」に、「学科試験科目」を「第一次検定科目」に、「実地試験科目」を「第二次検定科目」に改める。

本則中「学科試験科目」を「第一次検定科目」に、「実地試験科目」を「第二次検定科目」に改める。

(建設業法施行令第四十一条第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件の一部改正)
第四条 建設業法施行令第四十一条第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件(昭和六十三年建設省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。

制定文中「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

題名中「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

本則中「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に、「技術検定の実地試験」を「第二次検定」に、「受験手数料」を「受験手数料」に、「六千四百円」を「九千六百円」に改める。

附 則

(施行時期)

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
(建設業法施行令第三十八条の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件の廃止)
- 2 建設業法施行令第三十八条の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件(平成二十七年国土交通省告示第千九十九号)は、廃止する。

○国土交通省告示第百四号

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号）の施行に伴い、監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年二月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件の一部を改正する告示
監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（平成七年建設省告示第千二百九十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に改める。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第百五号

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号）の施行に伴い、同令附則第二条第三項の国土交通大臣が定める期間を次のように定める。

令和三年二月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

件

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百七十四号。以下「改正政令」という。）附則第二条第三項の期間は、令和二年度までに実施された二級の技術検定の学科試験に係る合格発表の日の属する年度の初日から起算して十二年（以下「免除期間」という。）以内とする。ただし、令和二

年度に実施された二級の実地試験を受験した者又は改正政令附則第二条第三項の規定により令和三年以降に二級の第二次検定を受検した者にあつては、同項の期間は、免除期間以内であつて、当該実地試験又は第二次検定に係る合格発表の日の属する年度の初日から起算して二年以内とする。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百十号

建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和三年国土交通省告示第九十七号）等の施行に伴い、昭和三十五年建設省告示第二千二百七号等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

昭和三十五年建設省告示第二千二百七号等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件の一部を改正する告示（昭和三十五年建設省告示第二千二百七号等）の一部分を次のように改正する。

題名中「昭和三十五年建設省告示第二千二百七号」を「令和三年国土交通省告示第九十七号」に改める。

第一号中「技術検定」を「第一次検定」に、「昭和三十七年建設省告示第二千七百五十五号」を「令和三年国土交通省告示第九十七号」に改める。

第二号中「技術検定」を「第二次検定」に、「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に、「昭和三十五年建設省告示第二千二百七号」を「令和三年国土交通省告示第九十九号若しくは令和三年国土交通省告示第一百号」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 一級の第二次検定にあつては、沖縄の学校教育に関する法令の規定による学校を卒業した者で建設業法施行令第三十七条第一項又は令和三年国土交通省告示第九十八号に定める学歴及び実務経験に相当する学歴及び実務経験を有するもの

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百一十一号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）の施行に伴い、建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件等の一部を改正する告示

（建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部改正）

第一条 建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和六十三年建設省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「技術検定」の下に「第二次検定に限る。」を加え、「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に改める。

（浄化槽設備士に関する省令第八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者を定める件の一部改正）

第二条 浄化槽設備士に関する省令第八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者を定める件（平成三十一年国土交通省告示第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「技術検定」の下に「第二次検定に限る。」を加える。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。